

島原本広第102号
平成20年9月5日

島根県総務部長
加松正利様

中国電力株式会社
常務取締役 島根原子力本部
本部長 松井三生

島根原子力発電所2号機 第15回定期検査の実施について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は当発電所の運営に対し、格別のご指導を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、平成20年9月5日付け消防第2024号でご要請のありました標記につきましては、次のような措置を講じ、安全かつ遺漏のないよう実施いたします。今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 作業にあたっては、積極的に被ばく低減対策を進めるとともに、すべての放射線業務従事者について法令の定めるところに従うことはもとより、十分な教育ときめ細かな被ばく管理を行い、被ばく低減に万全を期します。
2. 燃料の取替えにあたっては、厳重な放射線管理のもと慎重かつ確実に実施します。また、使用済燃料についても、再処理されるまでの間、厳重な管理のもとで保管します。
3. 放射性廃棄物については、法令の定めるところに従って適切に処理するとともに、周辺環境に影響がおよぶことがないよう厳重に管理します。
4. 定期検査および検査中の主要工事については、作業管理と保守管理を厳重に行い、品質保証に万全を期します。
5. 制御棒引き抜け防止に係る設備改造を着実に実施し、その実施状況について報告します。
6. 1号機高压注水系における運転上の制限の逸脱事象を踏まえて、今回の定期検査においては、より一層入念な保守点検を実施するなど、安全管理に万全を期します。
7. 定期検査において異常な傾向が認められる場合には、適切な措置を講ずるとともに、その内容について報告します。
8. 定期検査の実施状況については、安全協定に基づいて速やかにご連絡するとともに、県民の皆さまに分かりやすい情報提供に努めます。

以上